

## 第13回成年後見制度推進団体連絡会議からの報告

成年後見制度が地域住民の身近な制度として、必要なときに効果的に活用されるよう、関係機関や団体が、様々な取り組みを進めています。

成年後見制度の積極的な推進に向け、本会と広島市社協の共催で「成年後見制度推進団体連絡会議」を毎年開催しています。11月26日に開催した「第13回成年後見制度推進団体連絡会議」では、「成年後見関係事件の動向」、「成年後見制度の推進に係る広島県の方針及び利用支援事業の状況」、「高齢者・障害者虐待防止法と成年後見制度の関係性」について情報交換しました。

### 本人の自立支援と権利擁護

成年後見制度が施行され今年で13年目になります。全国的にも制度が徐々に浸透し、成年後見制度を利用する人が年々増加しています。（対前年度比10・5%増）しかし、制度の理解が十分に広まらず、親族後見人が適切に後見業務を行えていない場合や、親族等が後見人等に就任できない事情を抱えている場合もあり、第三者（専門職や社協等法人）が後見人等に選任されるケースが増え、その割合は全体の半数を超えています。

また、誰もがこの制度を利用できるよう広島県内の全市町行政は、成年後見制度利用支援事業（尋ねがない場合等、首長が成年後見制度利用の申立てを行う。また、本人の財産状況から後見人等報酬を負担することが困難な場合、その報酬を助成する）の推進に取り組んでいます。ほぼ全市町が、この事業ができるよう仕組みを整えています。首長が後見等の申立てをした件数は年々増え、後見人等への報酬を助成するケースも増えています。広島県も、必要な人が成年後見制度を利用でき、手続きが円滑に進むよう市町行政に積極的に働きかけています。

また、近年深刻な課題となっている高齢者・障害者の虐待を早期発見し、本人の自立と権利を擁護するために高齢者・障害者虐待防止法が施行されたことを受け、成年後見制度は1人の暮らしの全体を支えるものであることをそれぞれの関係者が共通認識をする必要があります。

### これからに向けて

成年後見制度の活用促進には様々な課題があり、特に次の3点は、大きな課題となっています。

1. 今後さらに成年後見制度を必要とする人の増加が見込まれる中、第三者後見人（法人含む）の土壌を、いかに拡大し、成年後見人等としての質を高めていくか。
2. 所得に左右されることなく、成年後見制度を適切に迅速に利用できるための仕組み、及び柔軟な対応が不十分である。
3. 虐待等から当事者を守るための制度が積極的に活用されていない現状がある。

#### ●問合せ先

福祉サービス利用援助センター

☎082-543-6325